(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番５までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。

b　項番６「想定元本合計」の項には、項番１から項番５までの項に計上される額の合計額を記載すること。

c　項番７「プラスの公正価値（資産）」及び項番８「マイナスの公正価値（負債）」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。

d　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

e　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第二十面）

ＣＣＲ７：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

項番			信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	当期中の要因別の変動額	資産の規模	
3		取引相手方の信用力	
4		モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	
5		手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番２「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

b　項番３「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

c　項番４「モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポージャー方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。

d　項番５「手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。

e　項番６「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

f　項番７「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番８「その他」の項には、項番２から項番７までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番７と項番８との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

h　項番９「当期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

j　開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

k　この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

（第二十一面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ８：中央清算機関向けエクスポージャー

項番		イ	ロ
		中央清算機関向けエクスポージャー（信用リスク削減手法適用後）	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
3	(i)派生商品取引（上場以外）		
4	(ii)派生商品取引（上場）		
5	(iii)レポ形式の取引		
6	(iv)クロスプロダクト・ネッティングが承認された場合のネッティング・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		